

○立命館大学学費減免規程

2020年12月2日

規程第1195号

(目的)

第1条 立命館大学学費減免（以下「本制度」という。）は、経済上の理由により本大学での修学が困難な者を支援することを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

(対象)

第2条 学部在籍する学生を対象とする。ただし、外国人留学生は除く。

(採用人数)

第3条 文部科学省による高等教育修学支援制度（授業料減免）に準拠し、学生部長が定めた採用基準を満たす者は全員採用とする。

(種別および減免額)

第4条 本制度の種別および減免額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 種別A 文部科学省による高等教育の修学支援制度（授業料等免除）（以下「修学支援」という。）の適用者を対象とする学費減免とし、次のとおり区分する。
 - イ 修学支援における支援区分第Ⅰ区分が適用される者については、修学支援による減免額または年間授業料の2分の1のうち額が大きい方の金額を減免する。
 - ロ 修学支援における支援区分第Ⅱ区分または第Ⅲ区分が適用される者については、修学支援による減免額または年間授業料の4分の1のうち額が大きい方の金額を減免する。
- (2) 種別B 種別Aに該当しない者を対象とする学費減免とし、生計維持者（出願者の生計を維持する父もしくは母または父母がともにいない場合は代わって生計を維持している主たる者をいう。以下同じ。）の年間収入を合算した金額が、給与所得もしくは年金収入においては課税前の年間収入が4,000,000円以下、または事業所得においては年間所得が570,000円以下の場合、年間授業料の4分の1を減免する。

(減免期間)

第5条 本制度は、減免の決定があった学期から学費減免を開始し、修業年限に達する学期で減免を終了する。

(募集)

第6条 本制度の募集要項は、学生生活会議の議を経て学生部長が定める。

2 募集要項には、この規程に定める事項のほか、出願者に提出を求める書類（以下「出願書類」という。）を明記する。

（出願）

第7条 本制度による減免を希望する者は、募集要項に定める期間中に所定の出願書類を学生部長に提出しなければならない。

（選考）

第8条 本制度適用者は、学生生活会議で選考し、学生部長が決定する。

2 種別Aの適用者は、支援区分となる第Ⅰから第Ⅲまでの区分に採用となった者全員とする。

3 種別Bの適用者は、出願時に入手できる最新の所得証明書等の公的書類において、生計維持者の年間収入を合算した金額が、給与所得もしくは年金収入では課税前の年間収入が4,000,000円以下、または事業所得では年間所得が570,000円以下である者全員とする。

（減免方法）

第9条 本制度は、1年度の減免額を春学期および秋学期授業料から差し引いて適用する。

（併給）

第10条 本制度は、他の学費減免、奨学金等との併用または併給を妨げない。

2 本制度適用者が、授業料減免または授業料に充当する給付方法の奨学金を既に受給しており、本制度にて学費減免をおこなうことにより、年度の受給額が授業料の額を超える場合は、全ての給付額の当該年度の合計額が授業料を上回らないよう他の奨学金の併給条件をもとに本制度による学費減免の額を調整する。

（減免の休止）

第11条 本制度適用者が休学したときは、学生部長は当該学期の学費減免を休止する。

2 本制度適用者が復学したときは、学費減免を再開する。

3 本制度適用者が、年1回実施する生計維持者の収入確認において、第8条第3項の基準を満たさない場合は、学費減免を休止する。

4 前項により、学費減免が休止になった者が、年1回実施する生計維持者の収入確認において、第8条第3項の基準を満たす場合、学費減免を再開する。

（減免の取消し）

第12条 本制度適用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、学生部長は以降の学費減免または学費減免の決定を取り消すことがある。

(1) 学籍を失ったとき。

(2) 学則第57条第1項により、停学期間が3か月を超える懲戒を受けたとき。

(3) 出願書類への虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき。

(納入)

第13条 学生部長は、学費減免または学費減免の決定を取り消された者に対し、既に本制度により減免した全部または一部に相当する額の納入を求める。

2 前項により納入を求められた者は、納入を求められた日から起算して2週間以内に請求額を一括して納入しなければならない。

(細目)

第14条 この規程に定めるもののほか、本制度に関わる細目は、学生生活会議において定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、学生生活会議の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

1 この規程は、2020年12月2日から施行し、2020年4月1日から適用する。

2 この規程の施行に伴い、立命館大学経済支援給付奨学金規程は廃止する。ただし、2020年4月1日以前に当該規程にもとづき奨学金の給付決定を受けている者については、なお従前の例による。